

改 正 後	改 正 前																
<p style="text-align: center;">飲食料品及び油脂の 格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、外国取扱業者、外国生産行程管理者及び外国流通行程管理者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項から第3項まで及び第30条第1項から第3項までの規定に基づき行う表1の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>2 格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表1－飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式</p> <table border="1" data-bbox="120 858 972 1458"> <tr> <td data-bbox="120 858 972 1007"> <p>A.1 <u>ベーコン類（ベーコンを除く。）</u>、<u>骨付きハム</u>、<u>ラックスハム及びソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）</u></p> </td> <td data-bbox="974 858 1117 1458" rowspan="15" style="text-align: center; vertical-align: middle;">附属書A</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1008 972 1038"> <p>A.2 <u>マカロニ類</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1040 972 1070"> <p>A.3 <u>炭酸飲料</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1072 972 1102"> <p>A.4 <u>トマト加工品（トマトケチャップを除く。）</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1104 972 1134"> <p>A.5 <u>風味調味料</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1136 972 1166"> <p>A.6 <u>乾燥スープ</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1168 972 1198"> <p>A.7 <u>ドレッシング</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1200 972 1230"> <p>A.8 <u>異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1232 972 1262"> <p>A.9 <u>即席めん</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1264 972 1294"> <p>A.10 <u>植物性たん白</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1295 972 1326"> <p>A.11 <u>削りぶし</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1327 972 1358"> <p>A.12 <u>醸造酢</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1359 972 1390"> <p>A.13 <u>食用精製加工油脂</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1391 972 1422"> <p>A.14 <u>豆乳類</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1423 972 1453"> <p>A.15 <u>畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）</u></p> </td> </tr> </table>	<p>A.1 <u>ベーコン類（ベーコンを除く。）</u>、<u>骨付きハム</u>、<u>ラックスハム及びソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）</u></p>	附属書A	<p>A.2 <u>マカロニ類</u></p>	<p>A.3 <u>炭酸飲料</u></p>	<p>A.4 <u>トマト加工品（トマトケチャップを除く。）</u></p>	<p>A.5 <u>風味調味料</u></p>	<p>A.6 <u>乾燥スープ</u></p>	<p>A.7 <u>ドレッシング</u></p>	<p>A.8 <u>異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖</u></p>	<p>A.9 <u>即席めん</u></p>	<p>A.10 <u>植物性たん白</u></p>	<p>A.11 <u>削りぶし</u></p>	<p>A.12 <u>醸造酢</u></p>	<p>A.13 <u>食用精製加工油脂</u></p>	<p>A.14 <u>豆乳類</u></p>	<p>A.15 <u>畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（適用の範囲）</u></p> <p><u>第1条</u> この格付の表示の様式及び表示の方法は、<u>別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6</u>に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>（表示の様式）</u></p> <p><u>第2条</u> 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式5、別表6に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式6のとおりとする。</p>
<p>A.1 <u>ベーコン類（ベーコンを除く。）</u>、<u>骨付きハム</u>、<u>ラックスハム及びソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）</u></p>	附属書A																
<p>A.2 <u>マカロニ類</u></p>																	
<p>A.3 <u>炭酸飲料</u></p>																	
<p>A.4 <u>トマト加工品（トマトケチャップを除く。）</u></p>																	
<p>A.5 <u>風味調味料</u></p>																	
<p>A.6 <u>乾燥スープ</u></p>																	
<p>A.7 <u>ドレッシング</u></p>																	
<p>A.8 <u>異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖</u></p>																	
<p>A.9 <u>即席めん</u></p>																	
<p>A.10 <u>植物性たん白</u></p>																	
<p>A.11 <u>削りぶし</u></p>																	
<p>A.12 <u>醸造酢</u></p>																	
<p>A.13 <u>食用精製加工油脂</u></p>																	
<p>A.14 <u>豆乳類</u></p>																	
<p>A.15 <u>畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）</u></p>																	

- A.16 マーガリン類
- A.17 干しめん
- A.18 農産物漬物
- A.19 全糖ぶどう糖
- A.20 ショートニング
- A.21 精製ラード
- A.22 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- A.23 水産物缶詰及び水産物瓶詰
- A.24 果実飲料
- A.25 農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）
- A.26 パン粉
- A.27 そしやく配慮食品

- B.1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰
- B.2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ
- B.3 しょうゆ
- B.4 ジャム類
- B.5 ウスターソース類
- B.6 トマトケチャップ
- B.7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ
- B.8 チルドミートボール
- B.9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）
- B.10 煮干魚類
- B.11 干しそば
- B.12 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰

附属書B

- C.1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類
- C.2 地鶏肉
- C.3 手延べ干しめん
- C.4 りんごストレートピュアジュース
- C.5 生産情報公表牛肉

附属書C

<u>C.6</u> 生産情報公表豚肉	
<u>C.7</u> 生産情報公表農産物	
<u>C.8</u> 生産情報公表養殖魚	
<u>C.9</u> 定温管理流通加工食品	
<u>C.10</u> 人工種苗生産技術による水産養殖産品	
<u>D.1</u> 有機農産物	附属書D
<u>D.2</u> 有機加工食品	
<u>D.3</u> 有機畜産物	

3 格付の表示の方法

表示の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a) 容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない。
- b) 格付の表示の様式に近接して、格付に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項を表示することができる。この場合において、一般消費者に対し、格付に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。

[削る]

(表示の方法)

第3条 表示の方法は、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

[新設]

[新設]

別表1 (第1条、第2条関係)

- 1 ベーコン類 (ベーコンを除く。)、骨付きハム、ラックスハム及びソーセージ (ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。)
- 2 マカロニ類
- 3 炭酸飲料
- 4 トマト加工品 (トマトケチャップを除く。)
- 5 風味調味料
- 6 乾燥スープ
- 7 ドレッシング
- 8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 9 即席めん
- 10 植物性たん白
- 11 削りぶし
- 12 醸造酢
- 13 食用精製加工油脂
- 14 豆乳類
- 15 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 (コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。)
- 16 マーガリン類
- 17 干しめん

[削る]

- 18 農産物漬物
- 19 全糖ぶどう糖
- 20 ショートニング
- 21 精製ラード
- 22 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 23 水産物缶詰及び水産物瓶詰
- 24 果実飲料
- 25 農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）
- 26 パン粉
- 27 そしゃく配慮食品

別表2（第1条、第2条関係）

- 1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰
- 2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ
- 3 しょうゆ
- 4 ジャム類
- 5 ウスターソース類
- 6 トマトケチャップ
- 7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ
- 8 チルドミートボール
- 9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）
- 10 煮干魚類
- 11 干しそば
- 12 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰

[削る]

別表3（第1条、第2条関係）

- 1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類
- 2 地鶏肉
- 3 手延べ干しめん
- 4 りんごストレートピュアジュース

[削る]

別表4（第1条、第2条関係）

- 1 有機農産物

[削る]

[削る]

附属書A
(規定)
格付の表示の様式A

格付の表示の様式については図A.1とする。



図A.1—格付の表示の様式A

a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表A.1のとおりとする。

表A.1—格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパ	20mm以上

- 2 有機加工食品
- 3 有機畜産物

別表5（第1条、第2条関係）

- 1 生産情報公表牛肉
- 2 生産情報公表豚肉
- 3 生産情報公表農産物
- 4 生産情報公表養殖魚

別表6（第1条、第2条関係）

定温管理流通加工食品

別記様式1（第2条関係）



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合	15mm以上

ン粉	
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1 800mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	15mm以上
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶし、醸造酢（500mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（1 800mL未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）、農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）並びにそしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）	10mm以上
農産物漬物（300g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7mm以上
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）並びにそしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	5mm以上

- b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。

に限る。）、豆乳類（500mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300 g 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1, 800mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶし、醸造酢（500mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（1, 800mL未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）、農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）並びにそしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）	10mm以上
農産物漬物（300 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7 mm以上
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）並びにそしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	5 mm以上

- (2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。
- (3) JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。
- (4) 認証機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）若しくは果実飲料（瓶のふたに格付の

e) 炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）若しくは果実飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）又は表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食物品及び油脂にあっては、認証機関名は、省略することができる。

附属書B

（規定）

格付の表示の様式B

格付の表示の様式については図B.1とする。



図B.1—格付の表示の様式B

a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表B.1のとおりとする。

表B.1—格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）	20mm以上
ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、しょうゆ（1,800mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15mm以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、しょうゆ（201mL入り以上1,800mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ジャム	10mm以上

表示をする場合に限る。）又は表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食物品及び油脂にあっては、認証機関名は、省略することができる。

別記様式2（第2条関係）



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）	20mm以上
ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、しょうゆ（1,800mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15mm以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、しょうゆ（201mL入り以上1,800mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ジャム類、ウスターソース類、トマトケチャップ、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	10mm以上
しょうゆ（200mL入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7mm以上

類，ウスターソース類，トマトケチャップ，チルドミートボール，煮干魚類並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	
しょうゆ（200mL入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7mm以上

- b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の1/5としなければならない。
- e) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- f) 等級及び認証機関名は、円に近接した箇所に記載しなければならない。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。
- g) 表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食料品及び油脂にあつては、認証機関名は、省略することができる。

附属書C

（規定）

格付の表示の様式C

格付の表示の様式については図C.1又は図C.2とする。

(2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{\quad}{20}$ とする。

(3) JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

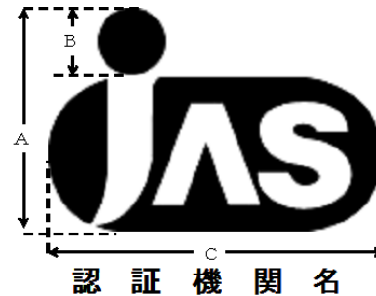
(4) 等級の文字の高さは、円の外径の $\frac{1}{5}$ とする。

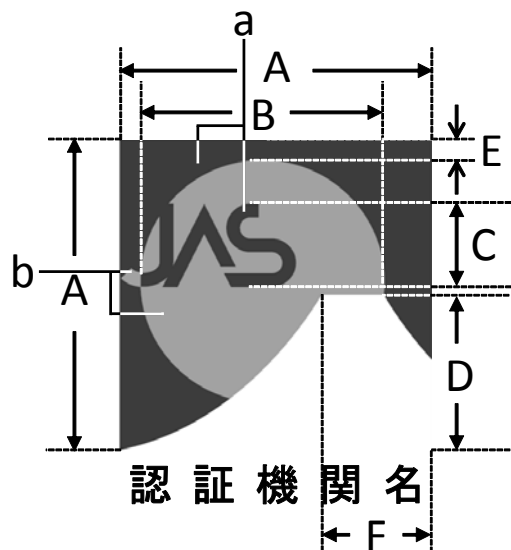
(5) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。

(6) 等級及び認証機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。

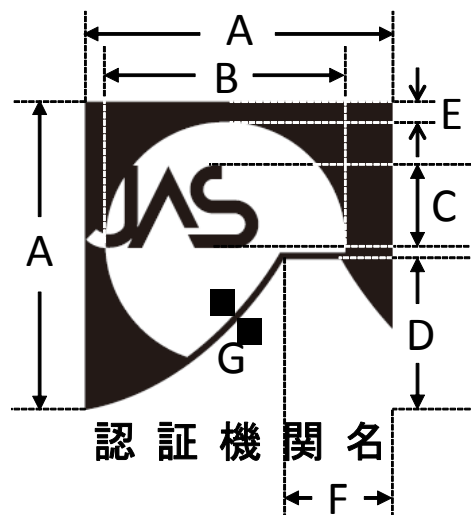
(7) 表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食料品及び油脂にあつては、認証機関名は、省略することができる。

別記様式3（第2条関係）





図C.1-格付の表示の様式C (カラー)



図C.2-格付の表示の様式C (単色)

- (1) Aは、15mm以上とする。
- (2) Bは、Aの4/13とし、Cは、Aの19/13とする。
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

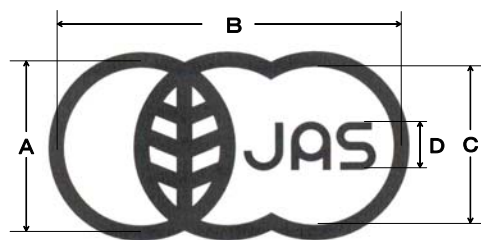
- a) BはAの8/10とし、CはAの27/100とし、DはAの49/100、EはAの65/1 000とし、FはAの35/100とし、GはEの36/100としなければならない。
- b) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- c) 図C.1にあっては、aの部分及びbの部分の色は、各々に異なる色としなければならない。

附属書D

(規定)

格付の表示の様式D

格付の表示の様式については図D.1とする。

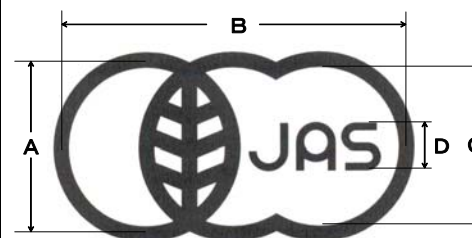


認 証 機 関 名
認 証 番 号

図D.1—格付の表示の様式D

- a) Aは5mm以上としなければならない。
- b) BはAの2倍とし、DはCの3/10としなければならない。
- c) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとしなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- e) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

別記様式4 (第2条関係)

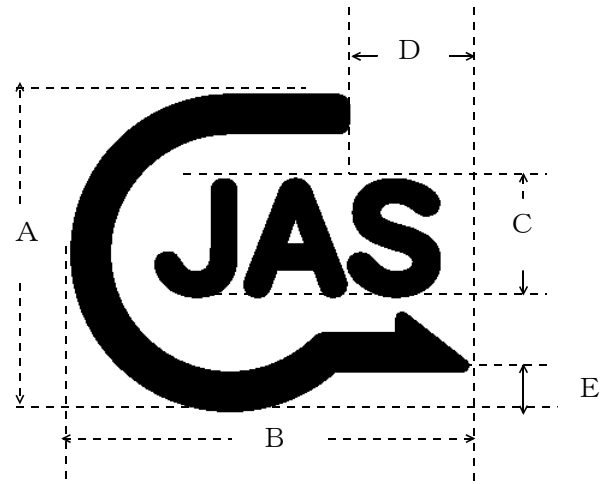


認 証 機 関 名
認 証 番 号

- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの3/10とする。
- (3) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

[削る]

別記様式5 (第2条関係)



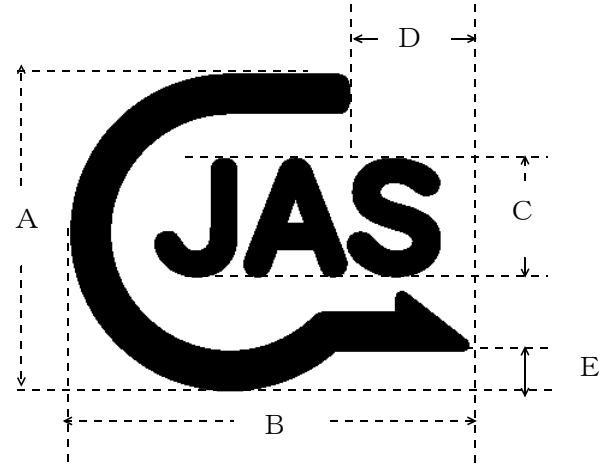
認証機関名

- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

[削る]

別記様式6 (第2条関係)

定温管理流通



認証機関名

- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。